

平成 28 年 3 月新発田市教育委員会定例会会議録

議事日程

平成 28 年 3 月 4 日（金曜日） 午後 3 時 00 分 開 会
豊浦庁舎 2 階教育委員会会議室

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 前回定例会会議録の承認について

日程第 3 教育長職務報告

日程第 4 議 題

議第 1 号 平成 28 年度一般会計予算について

議第 2 号 平成 28 年度学校教育指針「子どもが輝く新発田の教育」について

議第 3 号 専決処分の承認について

議第 4 号 新発田市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について

議第 5 号 新発田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について

議第 6 号 新発田市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について

議第 7 号 新発田市立幼稚園保育料条例施行規則の制定について

議第 8 号 新発田市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第 9 号 新発田市立学校施設の開放及び使用に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第 10 号 新発田市社会教育関係団体の認定に関する規程の一部を改正する規程の制定について

議第 11 号 新発田市青少年宿泊施設設置及び管理に関する条例施行規則の制定について

議第 12 号 新発田市民文化会館運営審議会委員の委嘱について

議第 13 号 新発田市青少年健全育成センター運営審議会委員の委嘱について

議第 14 号 県費教職員の人事異動内申について

議第 15 号 新発田市立図書館基本方針及び新発田市立歴史図書館（仮称）整備計画について

日程第 5 その他

会議に付した事件

議事日程に同じ

出席委員

大 山 康 一 委 員（教育長）

関 川 直 委 員（教育長職務代理者）

外 山 陽 子 委 員

桑 原 ヒサ子 委 員

笠 原 恭 子 委 員

説明のため出席した者

教育総務課長 杉 本 茂 樹

教育総務課長補佐 大 森 雅 夫

学校教育課長 澁 谷 一 男

文化行政課長 田 中 耕 作

図書館長 鈴 木 秋 彦

中央公民館長 伊 藤 英 策

青少年健全育成センター所長（兼児童センター所長）

本 間 栄 一

書 記

教育総務課学事係長

古 田 祐 三

教育総務課学事係主任

平 山 広 子

資料確認

大山教育長

それでは、ただ今から教育委員会平成 28 年 3 月定例会を開会いたします。

日程第 1 会議録署名委員の指名について

大山教育長

初めに、日程第 1 会議録署名委員の指名についてであります。桑原委員を指名いたします。

日程第 2 前回定例会会議録及び臨時会会議録の承認について

大山教育長

日程第 2 前回定例会会議録及び臨時会会議録の承認についてお諮りいたします。

すでに送付してあります会議録について、質問等ございますか。

大山教育長

なければ、承認の方の挙手をお願いいたします。

大山教育長

挙手全員でありますので、前回定例会会議録及び臨時会会議録は承認されました。

日程第 3 教育長職務報告

大山教育長

日程第 3 教育長職務報告を行います。

職務報告については、既に送付してあります「平成 28 年教育長職務報告（1 月 25 日～平成 28 年 2 月 24 日分）」によりご了承願います。

大山教育長

何か質問等ございますか。

大山教育長

ないようですので教育長職務報告については、了承することとしてよろしいでしょうか。

大山教育長

異議がないようですので、教育長職務報告は了承されました。

日程第4 議題

大山教育長

続きまして、日程第4 議第1号 平成28年度一般会計予算について、を審議します。

杉本教育総務課長から説明をお願いします。

【杉本教育総務課長説明】

大山教育長

何かご質問等はございますか。

大山教育長

ないようですので、議第1号 平成28年度一般会計予算について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

大山教育長

異議がないようですので、議第1号については、承認することといたします。

大山教育長

次に、議第2号 平成28年度学校教育の指針「子どもが輝く新発田の教育」について、を審議します。

澁谷学校教育課長から説明をお願いします。

【澁谷学校教育課長説明】

大山教育長

何かご質問等はございますか。

桑原委員

誤植の箇所があります。右側の一番下の囲みの「未来をひらくキャリア教育」の最後の文章で、「実感させつ」となっています。

澁谷学校教育課長

「実感させる」が正しいです。ありがとうございました。

関川教育長職務代理者

全体的に、言い回し的にも自然になってきたし、良くなったと思います。

外山委員

わかり易くなったと思います。

大山教育長

ほかにありますか。

大山教育長

ないようですので、議第2号 平成28年度学校教育の指針「子どもが輝く新発田の教育」について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

大山教育長

異議がないようですので、議第2号については、承認することといたします。

大山教育長

次に、議第3号 専決処分の承認について、を審議します。
杉本教育総務課長から説明をお願いします。

【杉本教育総務課長説明】

大山教育長

何かご質問等がございますか。

大山教育長

ないようですので、議第3号 専決処分の承認について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

大山教育長

異議がないようですので、議第3号については、承認することといたします。

大山教育長

次に、議第4号 新発田市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について、を審議します。

杉本教育総務課長から説明をお願いします。

【杉本教育総務課長説明】

大山教育長

何かご質問等がございますか。

大山教育長

ないようですので、議第4号 新発田市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

大山教育長

異議がないようですので、議第4号については、承認することといたします。

大山教育長

次に、議第5号 新発田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定

について、を審議します。

杉本教育総務課長から説明をお願いします。

【杉本教育総務課長説明】

大山教育長

何かご質問等がございますか。

大山教育長

ないようですので、議第5号 新発田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

大山教育長

異議がないようですので、議第5号については、承認することといたします。

大山教育長

次に、議第6号 新発田市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について、を審議します。

澁谷学校教育課長から説明をお願いします。

【澁谷学校教育課長説明】

大山教育長

何かご質問等がございますか。

関川教育長職務代理者

議案に係る資料 49ページの別表第1で、生活扶助1類、2類というものがありますが、どういう違いがあるのでしょうか。

澁谷学校教育課長

調べて後ほどお答えします。

外山委員

要保護・準要保護世帯の割合が各学校で大変多くなっているようです。フードバンクの仕事をする際に、朝ごはんを食べさせられない、外履きなどは学校で配布しないので買えない、穴の開いたまま履いている子どもがいるとか、そういう実態を聞きます。保護の割合や実態について教育委員会が把握しておかないといけないと思います。学校毎の実態調査を行うなど、是非とも教育委員会としては把握しておいていただきたいと思います。

澁谷学校教育課長

当然、就学援助の認定をしておりますので、そのデータは学校教育課にはありますが、どこの学校に何割という数字は、いま、お示しすることができません。

外山委員

各学校にどのくらいいるかということで、放課後の指導等が必要な学校と、そこまでいっていない学校とが見えてくるわけですので、是非とも学校毎にでも、興味本位ではなくてそれを知る必要があるのではないかなと思います。

私は自分の学区ではそれほど深刻に捉えていなかったのですが、フードバンク等の実態の話によると、ご飯を食べさせられないという家庭もあると聞いております。その辺を聞いておきたいと思います。

澁谷学校教育課長

データを整理しておきたいと思います。

大山教育長

市内の全体的なトータルの数字はわかりますか。

澁谷学校教育課長

今はお示しすることができません。

外山委員

このあいだは、確か 16%くらいだとお聞きしたのですが、もう少し高いと、もっと切羽詰まった家庭があると聞いております。教育委員会がそこまでするのかという話もありますが、子どもたちが学校に来られないとか、給食だけが唯一の食事だという実態は教育委員会が知っておかなければならないかと思います。

関川教育長職務代理者

教育委員会が正面から調査するのは難しい面があるかもしれません。社会福祉課の方でもかなりのデータは持っておりますし、そちらと話をする中でそういった掴み方がよりソフトで実態に即しているのかと思われまます。

外山委員

実際、食べるものも食べないで学校に来ているということは同級生も薄々わかりますし、それがいじめに繋がっていく可能性もあります。実態を聞くと大変なところもあって、私も米を 30 kg くらい寄贈しましたが、ある程度は知っておかないと、いくら偏差値を上げなさいと言っても、それどころじゃない、生きることに精一杯で勉強が二の次になってしまったりすることに繋がっていくと思います。放課後の指導を学校が行うということも必要になってきます。より貧しい子は進学もできない、大学への道も閉ざされる、勉強の能力も足りなくなる等、貧困の連鎖がどんどん追い打ちをかけてくるという場合があるので、そういうところには放課後勉強を少し見ますという必要もあると思います。

大山教育長

政府も「学校をプラットフォームに」という言葉で、学校を使って子どもの貧困を救っていこうという考え方がベースにあるようです。ただ学校現場の方にも限界があるということです。ソーシャルワーカーや事務職員等、教員を含めて十分な人

的配置をしてくれば、対応はできるのですけれども、現実には非常に苦しい状態です。

関川教育長職務代理者

結局、学校単体ではどこも限界を持っているわけです。だから地域や関係機関と連携して取り組んでいかないと、貧困は大きな問題であるし、食の問題も切実なことです。

外山委員

新発田市は食も人権も学力も指針に掲げているので、資料を整えて、連携して実態を把握しておく必要があると思います。いざというときにまったくわかりませんというのでは困ると思います。一日一食、給食しか食べない、そういう子どもも現実にいるという話なので、私たちは恵まれているので、まだそういうことにはなかなか目が行き届かないのです。

笠原委員

新潟市で子ども食堂がオープンしました。100円～200円で食べられるということです。新発田市内でもすぐにオープンするとかいう話ではないのですけれども、どこにそういう子が多いのかとか、空いている商店街の一部はどうかと言っている方もいました。私の学区ではそこまでというのはあまり見受けられないので、そこで、商店街に子ども食堂がオープンしましたと言っても、遠くから通って来なければいけない場合もあります。話だけはいいいけれども、適所に置かれていないので行けないことのないよう、適所に置くということも大事だと思います。子ども食堂について盛り上がっていますが、一方でそういう話も聞くのです。やはりどこに置くかが大事なのではないかと思いますので、賛同しつつも、あまり先走って周りが動き過ぎるのもよくないなと思いました。したがって資料等を集めることが大事のかなと思いました。

外山委員

資料を整えて、いざという時にどこに放課後指導が必要かとか、子ども食堂が新発田にも必要だという場合に、どの学区に作っていくかとか、ということのためにも資料は必要です。どこが作るのかというと教育委員会ではないかもしれないのですが、連携していくためにも、手遅れにならないようにある程度把握しておくことが大事だと思います。

大山教育長

今回の市議会でも、子どもの貧困についての質問が出ました。今回はどちらかというと学習支援的な話になると思うのですが、貧困家庭の学習教室をやりますと言うと、そこに通えない子どもがいると思います。私どもが行っている放課後子ども教室のようなものを広げていって、誰でも来ていいのですよというような形の広げ方の中で、貧困家庭で学習環境に恵まれない子であるとか、塾に行きたいのだけれど行かれない子とか、そういった子ども全部引き受けてそこでできる形の方がいいのかなということです。

外山委員

放課後子ども教室を開くのは、一度にはできないから、最も必要としているところから順に整えていく必要があるのではないかなと思います。

大山教育長

教育委員会部局ではなく、市長部局の方で、隣保館で学習教室を行っています。隣保館としては地域対象の子どもだけではなくということでやりたい、多分そうしていると思うのですが、今ひとつ集まらないそうです。貧困家庭を対象にする形で看板を掲げてしまうと、行き難いというかハードルが上がってしまうということだと思います。

関川教育長職務代理者

小学生は結構集まるのですが、中学生になるとぐっと絞られてきて、教室の成立が難しくなるのです。

外山委員

児童クラブのように学校の敷地内に設置したり、空き教室を利用したりしていくしかないですね。

大山教育長

ほかにありますか。

大山教育長

ないようですので、議第6号 新発田市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

大山教育長

異議がないようですので、議第6号については、承認することといたします。

大山教育長

次に、議第7号 新発田市立幼稚園保育料条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、を審議します。

澁谷学校教育課長から説明をお願いします。

【澁谷学校教育課長説明】

大山教育長

何かご質問等はございますか。

大山教育長

ないようですので、議第7号 新発田市立幼稚園保育料条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

大山教育長

異議がないようですので、議第7号については、承認することといたします。

大山教育長

次に、議第8号 新発田市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、を審議します。

澁谷学校教育課長から説明をお願いします。

【澁谷学校教育課長説明】

大山教育長

何かご質問等はございますか。

笠原委員

利用料金が一日200円とあるのですが、私の記憶違いかと思ったりもしたのですが、知り合いの人に預かり保育の利用料は、700円と聞いたことがありました。おやつ代200円を含んで700円と言っていた記憶があります。値下げしたのかと思ったり、園によって利用料が違うのかとも思ったりしました。パート勤務をしていた人だったのですが、一日分のパート代金が飛んでしまうと咄嗟に考えたことがありました。700円ということはなかったでしょうか。

外山委員

そういうことがあったとしたら、園独自に取っているということですね。

笠原委員

これを読んだ時に、200円であればパートに出ても何となくやれそうなのですが、700円と言われると、幼稚園に子どもを預けている方の中にも、パートに出たいけれども、料金がちょっと高いから預けられないという声を聞きました。

外山委員

利用時間1時間30分で700円と言ったら、普通の家庭はちょっと厳しいです。

大山教育長

規則上は200円ですから、他の料金を園独自で上乗せしているのか調査が必要です。

澁谷学校教育課長

調べたいと思います。

大山教育長

新旧対照表の改正後案の利用料金表の中に不要な線が入っています。議案のとおり修正してください。

澁谷学校教育課長

修正いたします。

大山教育長

ほかにありますか。

大山教育長

ないようですので、議第 8 号 新発田市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

大山教育長

異議がないようですので、議第 8 号については、承認することといたします。

大山教育長

次に、議第 9 号 新発田市立学校施設の開放及び使用に関する規則の一部を改正する規則の制定について、議第 10 号 新発田市社会教育関係団体の認定に関する規程の一部を改正する規程の制定について、中央公民館から例規制定の議案ということで、一括して審議します。

伊藤中央公民館長から説明をお願いします。

【伊藤中央公民館長説明】

大山教育長

何かご質問等はございますか。

桑原委員

良いと思います。このように書類上のものを整えていけば、次はハードの部分を徐々に整えていかなくてはならないと思います。公的な施設には男女共用トイレが設置され始めましたが、順番に整備が必要だと思います。

関川教育長職務代理者

男女共用トイレのようなものを徐々に増やしていくことによって、そういう問題は払拭されていくと思います。

大山教育長

ほかにありますか。

大山教育長

ないようですので、議第 9 号 新発田市立学校施設の開放及び使用に関する規則の一部を改正する規則の制定について、議第 10 号 新発田市社会教育関係団体の認定に関する規程の一部を改正する規程の制定について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

大山教育長

異議がないようですので、議第 9 号、議第 10 号については、承認することといたします。

大山教育長

次に、議第 11 号 新発田市青少年宿泊施設設置及び管理に関する条例施行規則の制定について、を審議します。

伊藤中央公民館長から説明をお願いします。

【伊藤中央公民館長説明】

大山教育長

何かご質問等がございますか。

外山委員

確認ですが、10割減免されている利用者が宿泊している場合は、シャワー、プロジェクター、パソコン等の使用料もかからないのでしょうか。

伊藤中央公民館長

議案の 38 ページにありますように、シャワーについては日帰り使用の場合と限定しておりますので、宿泊の場合はシャワー代はかからないということです。また、減免 100% の場合のプロジェクター、パソコン、ガス器具等の使用料については、細則のような形で考えていきたいと思っております。この辺はもう少し議論が必要かと考えております。

外山委員

この文章を見た限りにおいては、宿泊者はプロジェクターやパソコン等を無料で使えるという感じに見えます。

伊藤中央公民館長

減免するかどうかについては、もう少し検討させていただきたいと思っております。

桑原委員

使用料となっていますから、広くすべて使用料と捉えられてしまうかもしれません。宿泊使用料なのか、備品使用料なのかということです。

また、表現のことですが、議案 33 ページの第 3 条第 1 項では、何か条件が付くと「この限りでない。」と書いてあります。第 2 項では期間を定める場合に、「ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この期間によらないことができる。」という表現があるのですが、少し回りくどい感じがいたします。ここを、「教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。」と言ってはいけないのですか。何か表現上の約束があるのでしょうか。

伊藤中央公民館長

他の施設の規則でもこういった表現を使っています。

桑原委員

「よらないことができる。」という表現は、無いものに依拠するという感じになりますね。

言っていることは間違いではないのですが、二重否定的な感じですか。

「この限りでない。」と言ったらいけないかどうかということです。条件付きのこの表現はほかのところにもあります。少しひっかかりました。

伊藤中央公民館長

法制執務室の方で準備してもらいましたので、また理由を聞いてみます。

桑原委員

もう一つは、議案 35 ページの第 10 条、使用料の還付等の第 1 項第 1 号では、「使用者の責めによらない理由により使用できないとき 10 割」と書いてあります。第 2 号では、「使用変更申請書を次に掲げる日までに提出し、承認を受けたとき 還付されるべき使用料の 9 割」となっています。「9 割」とだけにしてはいけませんか。というのは、第 3 号では、「使用取消申請書を次に掲げる日までに提出し、承認を受けたとき 使用料の 9 割」となっています。この場合も使用料という言葉はいらんとは思いますが、つまり使用料の還付等という大きなタイトルが付いている訳ですから、いらんのではないかと考えます。第 4 号でも第 8 条でも「10 割以内」と表現しています。第 10 条第 1 項でも、第 1 号は「10 割」、第 2 号と第 3 号は「9 割」と書いてはいけませんか。表現上の統一の問題です。

外山委員

つまり、「還付されるべき使用料の」という文言がいらんということですね。

桑原委員

いらんとは思いますが、すでに払っているわけですから、その 9 割が戻ってくる という意味であれば誤解を招く表現であると思います。もし、その文言を削るとすれば第 3 号の「使用料の」もいらんだろうということです。なぜなら使用料の一定部分が還付されるということを謳っていますので。

伊藤中央公民館長

第 2 号につきましては、変更ということで、精算が行われるという考え方からきていると考えています。単にやめるというのではなくて変更であります。

大山教育長

例えば、1,000 円が 500 円になると、500 円が還付されるべき額であるという意味ですか。

伊藤中央公民館長

人数が変更になった時に、精算が伴うようなケースだと思います。そういうように使い分けています。

大山教育長

単なる使用料の9割ですと戻し過ぎになる場合がある。

伊藤中央公民館長

いずれもこういう風な形で規定されています。

桑原委員

第3号は同じパターンでしょうか。

大山教育長

それは取消ですから全額が対象となります。

外山委員

30人で利用する予定の時に、30人全部が行けなくなった場合は取消ですし、5人が行けなくなった場合は、5人分の使用料は還付されるべき使用料であり、その9割はお返ししますよということで、丁寧に説明しているのです。

桑原委員

それで「使用料の」と言っているのですね。

伊藤中央公民館長

精算に伴うような場合と考えております。

桑原委員

わかり難いですね。具体的なケースがまったく書いてないのでわかり難いです。

杉本教育総務課長

変更前の使用料と変更後の使用料とは、同じ使用料なのですが、金額が違ってきますので、変更前と変更後の使用料の差額を還付されるべき金額として計算に使っています。

関川教育長職務代理者

意味があることはわかったのですが、Q & Aのようなものが要りますね。

大山教育長

利用のしおり等を作成して、利用者に詳しく説明した方がいいかもしれません。

外山委員

利用者も、何日前までに利用変更申請をすればお金が戻ってくるのかというのは敏感ですので、必ず聞きますよね。

関川教育長職務代理者

やはりしおりを作らないといけませんね。

伊藤中央公民館長

はい。わかりやすいようにしていきたいと思います。

笠原委員

ここには、申請書類を提出するということは書かれているのですが、支払いはいつまでにということは規則にはないのでしょうか。

伊藤中央公民館長

支払いは前納になります。

笠原委員

最初に申請書を出す時に納めるということですか。

伊藤中央公民館長

施設を使う前ということですか。

大山教育長

それは規則に書いてないのですか。

伊藤中央公民館長

条例に書いてあります。

大山教育長

議案 40 ページの使用許可書様式のところにも書いてあります。表の一番上に「使用料は、使用開始前までに下記決定額を納付してください。」と記されています。

桑原委員

変更があったりして納付しなかったらどうなるのでしょうか。

伊藤中央公民館長

変更は窓口に来て行います。その時に変更後の料金が出ています。使用料を納付しないと利用はできません。

桑原委員

都合が悪くなって利用できなくなったときも払わなくてはなりませんか。

伊藤中央公民館長

取消料がかかります。

桑原委員

取消料はどれくらいかかりますか。それはどこに書いてありますか。何日前までなら何%、当日は100%とか、ホテル等でははっきりと書いてあります。

外山委員

それはどこでもそうです。それは細則でもよいですが、きちんと定めた方がいいと思います。

伊藤中央公民館長

それは定めています。

外山委員

第10条第1項の第3号に「宿泊にあっては宿泊日前 30日」、「日帰りにあっては使用日前 5日」とありました。

桑原委員

1ヶ月前ですよ。1ヶ月前だと9割の取消料になるということは、ホテルの予約などから考えたら厳しいですね。

伊藤中央公民館長

はい。これについてはあまり該当しないような形でやっていきたいと思います。

外山委員

この30日というのはもう認められたのですか。ここを今、2週間前とかいうように訂正できないのですか。30日前だとインフルエンザが流行した時などは大変です。2週間前くらいにならないのでしょうか。

伊藤中央公民館長

全員が利用取消になるようですと、ホテル等とは違いまして、施設に迷惑がかかります。

外山委員

他の学校でも利用希望があったのに、全員が利用取消となると困りますと。

伊藤中央公民館長

近隣の自治体の同様の施設も参考にいたしまして、こういった日数になりました。

桑原委員

やってみて要望が出たらそれに対応するというのでしょうか。

関川教育長職務代理者

「その他市長が特に必要と認めたとき」という部分を準用していけば、急遽の問題に対応できないとは言えません。対応できる気がします。

大山教育長

規則でありますから、文言修正は割と自由にできます。また不都合が生じれば協議を頂きたいというようにご理解頂きたいと思います。

大山教育長

ほかにありますか。

大山教育長

ないようですので、議第11号 新発田市青少年宿泊施設設置及び管理に関する条例施行規則の制定について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

大山教育長

異議がないようですので、議第11号については、承認することといたします。

大山教育長

次に、議第12号 新発田市民文化会館運営審議会委員の委嘱について、を審議します。

伊藤中央公民館長から説明をお願いします。

【伊藤中央公民館長説明】

大山教育長

何かご質問等がございますか。

桑原委員

学校の校長先生が充て職で入るわけですが、順番はありますか。

伊藤中央公民館長

学校の先生には色々な委員の充て職になっていただいております、割り当てがあり、そこに順番に就任していきます。

外山委員

学校に充て職ですので、先生方は転勤で替わりますが、学校を決めてあるのです。

大山教育長

校長会の指定ではないですか。

外山委員

個人名は毎年転勤で替わりますけれど、学校名は替わらないのです。

関川教育長職務代理者

校長会の仕組みの問題なのです。宛てておかないとその都度選んでいると大変です。バランス良くみんなで担当していきましょうということです。

桑原委員

佐々木中学校と米倉小学校は文化会館の担当ということですね。わかりました。

大山教育長

一番下の新発田地域広域事務組合というのは事務局長のことを言っているのでしょうか。なぜ事務局長と書かないのでしょうか。

伊藤中央公民館長

確認しておきます。

桑原委員

所属等となっているからではないですか。だから、校長と書くのはおかしいです。

杉本教育総務課長

選出区分が「団体」となっているところと、「者」となっているところがあります。行政関係者という区分になれば、所属欄は新発田地域広域事務組合事務局長と入れるべきかと思います。

大山教育長

実態としては事務局長がなっているということですね。

大山教育長

ほかにありますか。

大山教育長

ないようですので、議第12号 新発田市民文化会館運営審議会委員の委嘱について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

大山教育長

異議がないようですので、議第12号については、承認することといたします。

大山教育長

次に、議第13号 新発田市青少年健全育成センター運営審議会委員の委嘱について、を審議します。

本間青少年健全育成センター所長（兼児童センター所長）から説明をお願いします。

【本間青少年健全育成センター所長（兼児童センター所長）説明】

大山教育長

何かご質問等がございますか。

大山教育長

ないようですので、議第13号 新発田市青少年健全育成センター運営審議会委員の委嘱について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

大山教育長

異議がないようですので、議第13号については、承認することといたします。

大山教育長

次に、議第14号 県費教職員の人事異動内申について、を審議します。

大山教育長

お諮りします。議第14号につきましては、人事案件でありますので、新発田市教育委員会会議規則第6条第1項第1号の規定に基づき、当議事は非公開としたいと思います。

当議事を非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

大山教育長

挙手全員でありますので、当議事は非公開とすることとします。

大山教育長

では、説明員として、澁谷学校教育課長を同席させます。同席をお願いする職員以外は退席をお願いいたします。

【審議】

(新発田市教育委員会会議規則第15条第3項の規定に基づき、審議内容は記録なし)

大山教育長

審議は終わりましたので、会議は再び公開することとします。
退席した職員の入室をお願いします。

大山教育長

議第15号 新発田市立図書館基本方針及び新発田市立歴史図書館(仮称)整備計画について、を審議します。

まず、新発田市立図書館基本方針(案)について、鈴木図書館長から説明をお願いします。

【鈴木図書館長説明】

大山教育長

何かご質問等がございますか。

桑原委員

基本方針策定の趣旨の11行目です。「これまでの取り組みでは対応することのできない」という文言を入れても、前のままでもどちらでも良いと思います。これは国のことを言っているわけですので、国についてそこまで言わなくてもいいかなと思います。それから、その段落の一番最後ですが、子どもの読書活動推進計画とい

うのは、かなり具体的に計画ができ上がっているのですか、計画を策定するという予定になっているのですか。

鈴木図書館長

今回、議会で質問も出ておりました、従来、議会の方からも、子どもの読書活動推進計画を策定しなさいと言われておりました、策定していない市で子どもが把握している範囲では、新発田市と加茂市しか残っていないというご意見があるようです。

桑原委員

最後の一行は新発田市のことを記述しているのでしょうか。この段落は国の姿勢をずっと並べているわけですが、「国民の知る権利を保障する役割が図書館に期待され、また、」と続くと新発田市には関係ないレベルで子どもの読書活動推進計画の策定について述べられていることになります。この段落は国のことを言っている段落なので、きちんと整理する必要があると思います。もし、新発田市でそういうことを考えているのであれば、「新発田市では」で始まる二つ下の段落に吸収させるべきだと思います。

鈴木図書館長

前のままでいいかなと思ったのですが、市民からのご意見がありまして変えました。

桑原委員

二つ目の段落は前のままで良いような気がします。でもそうすると、パブリックコメントに対してなぜ変えなかったかということちゃんと説明しなければなりませんね。

鈴木図書館長

新発田市もどのような形で進めているのかという趣旨で、新発田市のことを聞いております。

外山委員

今の段落で「変化を受けて、国は」と主語が国になっておりますから、以下の文章が国の方針のようにになっているのに、いきなり最後に子どもの読書活動推進計画の策定についてと入っているから、新発田市のことを言っているのか、国のことを言っているのかという疑問です。国がこういう計画をすでに策定しているのか、策定すべきだと言っているのかだとか、そういうこともよくわからないのです。

大山教育長

当日配布であり、今、目を通したばかりで少し難しいと思いますので、見方だけ教えていただけますか。

桑原委員

策定の趣旨のところ、気が付いたところを申し上げます。16行目からの段落を全部加えたわけですが、それまでの文体とは違って文学的な表現が混ざっています。

3行目ですが、『「燃り」を掛け、一本の太い丈夫な「糸」をつくる』としないと変ですよ。『「糸」をつくる』となっています。

外山委員

「を」が抜けています。

桑原委員

ただ、比喩的な表現を使い、突然、文学的な香りのする文章に変わっています。それと、下から2番目の段落のところですが、「その駅前複合施設内の図書館」とあるのは、中央図書館と言っていいわけですね。歴史図書館にはなぜ「(仮称)」と入っているのですか。ニックネームが付くのは中央図書館の方ではなかったでしょうか。「さらに分館を加えて新発田市立図書館と総称します。」とあるので、中央図書館、歴史図書館、分館を全部合わせて、新発田市の市立の図書館であると言っているわけですから、最初の図書館の前に中央をつけないといけなくなります。全体としては策定の趣旨ですから、まず国がどういうふうに図書館に対して要求しているかということが書かれ、次にそれに合わせて新発田市はいったいどういう図書館を作りたいのかということに移って行って、そして具体的に総合的な図書館の方針というのを打ち出していき、それぞれがどういう機能を持った図書館になるかということを伝えなければいけないと思います。さっきの「燃る」だとか「糸を紡ぐ」だとかは入れても結構ですが、文体は揃える必要があると思います。

関川教育長職務代理者

気合いを入れて嵌め込んでいったが文章としては練れていないという感じになってしまいましたね。ご意見を大事にしたいという気持ちは十分にわかるのですが、ちょっと無理が生じましたね。

外山委員

最後の段落に新発田市立図書館基本方針策定専門委員会とありますが、どれを指すのでしょうか。全部を指すのか、中央図書館を指しているのか。

鈴木図書館長

新発田市立図書館を指しています。

外山委員

そうすると最初の名前が混乱してしまうのですが、駅前の図書館は中央図書館と呼ぶはずで、新発田市立図書館と言ったら、その下に中央図書館と歴史図書館と分館があるということですよ。

鈴木図書館長

こちらの方は、すべてを統括するものを書いてあります。

外山委員

そうすると3館を統括しているのに、歴史図書館というのがまた次に出てきますよね。

鈴木図書館長

今度、建物としては駅前複合施設の方に中央図書館が行く訳でございます。

外山委員

それは十分理解しているのですが、この文章からいくと誤解が生じるのではないかと思います。この文章からいくと、全部の図書館の基本方針策定専門委員会が全部に係っているのに、次に3館の中の歴史図書館だけをまた次に書いてある、その辺がわかりません。この間の教育委員会の説明だと、全図書館、いわゆる歴史図書館と駅前の図書館と分館を合わせて新発田市立図書館とする、それで駅前の図書館は中央図書館と呼ぶというふうに決まったように聞いていました。そうするとこれは大きな新発田市立図書館というものに並列して歴史図書館が並んでいるような感じがして、そこにちょっと違和感がありました。

鈴木図書館長

この中に歴史図書館の部分も入るものですから。

外山委員

整備計画だから並列にしたのでしょうか。そういうふうに捉えればよいでしょうか。

大山教育長

ここは策定の趣旨ですから、もう少し練らせていただくということにしまして、基本理念のところは、パブリックコメント、その他の意見をお聞きしても、変更点というのは殆ど章開けのところしか変わっておりません。ただ、策定の趣旨については皆様からのご意見もいただいて、パブリックコメント等の意見を取り入れすぎて混乱しているようです。もう一度整理させていただいて、また案を皆様の方へ送らせていただいて見ていただくことにしたいと思いますが、本体の方についてはこれでよろしかろうというところです。

桑原委員

それで結構です。しかし、最初に読ませていただいたときに、市立図書館と歴史図書館とが一緒に出てきたわけですが、歴史図書館の方はそれぞれの項目毎に文章化されています。ところがこちらの方は本当に項目だけでしたので、説明をつけたいかがですか、ということは申し上げました。これはパンフレットのような印象です。

鈴木図書館長

歴史図書館整備計画(案)の2ページ目、第1章の下に、言葉だけではわからないので3行説明を付け加えさせてもらったのです。

外山委員

桑原委員が言っているのは、そういう意味ではなく、一つ一つにということですよ。

鈴木図書館長

たとえば、1の(1)が何を言っているか、というようなことでしょうか。

桑原委員

そういうことです。

鈴木図書館長

今日はお配りしていませんでしたが、参考資料ということでもうちょっと詳しく説明した文がありますが、そのあたりから文章を付け加えさせていただくという処理の仕方でいかがでございましょうか。

大山教育長

これ自体が社会文教常任委員会にかかっているもので、大規模に直せないのではないのでしょうか。

関川教育長職務代理者

基本方針として、よりわかり易い形に策定の趣旨を纏めるということと、この基本方針のもとに中央図書館整備計画、歴史図書館整備計画、分館整備計画という形で枝葉を付けた形で、開館概念としての計画を作らないと体系的でないと思います。基本方針と歴史図書館整備計画とを並列して考えているところがあって、そこが混乱を呼ぶ源なのです。だから、新発田市立図書館の基本方針を謳うのは良いのですが、ではその基本方針を受けて駅前の中央図書館をどうするのかということはどこにも書いてありません。歴史図書館はこういうふうに整備していく、というように詳しく作っているけれども、中央図書館の方はわからない。同じレベルで出て来ないと体系的ではありません。難しい言葉を使う必要はないのです。学者が書いているような文に段々なってきたので。市民向けに作っていくということです。パブリックコメントや専門委員会の委員さんの意見とかは、あくまでも参考にさせていただいているわけで、全面的に取り入れなくてはならないということでは私はないと思います。国がどうこう等と書くほど、頭が重くなって、では新発田はどうなんだとなってきますので、その辺をちょっと整理できないかなと思います。

外山委員

私は最後の3行で混乱していると思います。まず全体の新発田市立図書館像というものを描き、次に中央図書館のものを描き、それから歴史図書館のものを描き、そういう風にしていただければわかり易かったのですが。

関川教育長職務代理者

組織図のように図示していただければよかったです。

外山委員

この図書館はこの計画でやります、というのを出示してもらえればよかった。並列の仕方が混乱しています。

大山教育長

先に市立図書館の基本方針があって、駅前図書館があって歴史図書館があると、こういう対比が出来ていないです。今回の作り方は駅前図書館の整備計画の方が先に出来てしまったわけです。その駅前図書館の整備計画を揉んでいる時に、図書館全体の基本方針がないという話になってこれを作り始めたわけです。そして、空いたところの図書館はどうするのかということになって歴史図書館と言う話になったのです。駅前図書館は教育委員会だけではなく複合施設ですから、市全体で作ったような整備計画になっていますけれど、図書館を含めた駅前施設の整備計画はあります。

関川教育長職務代理者

それらが並んで出て来ないから、私たちにはわかり難い。その形を文言として整備していかないとまだまだ繋がらないので、そのあたりをわかり易くするというのが大事だと思います。

大山教育長

歴史図書館整備計画の本体の方はあまり直っていないのですか。

鈴木図書館長

2 ページのところに説明文を入れたということと、4 ページの人員配置のところの順番を入れ替えたということです。あと、2月に行った新しい施設に対する要望のアンケートの結果、30 数件あった回答のうち4割の方が和式トイレを洋式トイレに変えて欲しいということでしたので、5 ページの「4 付随する施設の改修」として付け加えさせていただきました。ということで内容が大きく変わることはありません。

桑原委員

「和式トイレを必ず付けること」というのがパブリックコメントにあります。

鈴木図書館長

それは1名だけです。アンケートの方では13名の方が洋式トイレにしてほしいということでした。

桑原委員

まず、歴史図書館整備計画の2ページの第1章の二重括弧は一重括弧に直してください。

それと、図書館基本方針の2ページに、第2章に図書館基本方針が4項目挙げられています。その中で歴史図書館が担う部分というのは、第3項の「郷土の歴史や

文化を大切に「する図書館」の部分拡大した形で「歴史図書館」を説明しているということになりますよね。ここのところはもう少し説明文を入れて、例えば「そのために歴史図書館があるのである。」というようにし、こちらの方については最後の方に、「別途図書館計画があるのでご覧ください。」というようなことを書いてもいいような気がいたします。1, 2, 4番については中央図書館が全部担うのか分館はどうなっているのか、どういう住み分けをするのか、あるいは中央図書館も分館も全部、1, 2, 4番、あるいは少しは3番も含まれると思うのですが、図書館がどういう方針を持っていくのかを基本方針の中にはっきり書いていかなければならないと思います。ただここに、一行、「基本理念に基づき、次の4つの基本方針を柱として、今後の図書館運営を進めていきます。」というのでは説明が余りにも少なすぎると思います。中央図書館、歴史図書館、分館という三つの図書館の機能があるわけですから、その辺の役割分担というのも説明的に入れていかなければならないと思います。それを第1章の基本理念のところを書くのか考えていくべきだと思います。

歴史図書館については随分力が入っている感じはします。別途こういうものを作っているわけですから。第1章第2項に「新発田市の歴史や郷土についての学びと発表の場の整備」とありますが、こういうことを整備しますという説明が6行にわたって書いてあり、読む者にとっては、項目のタイトルが言わんとしていることが良く分かる構成になっていると思います。

関川教育長職務代理者

歴史図書館の整備計画の方については、細かい部分で若干問題が残るのかもしれませんが、だいたいこれで良いのではないかなと思います

先ほど教育長が、駅前複合施設の中の図書館としての整備計画というものはあるとおっしゃったのですが、それは、基本理念、基本方針に基づいていると位置付けているのですか。

大山教育長

逆の作りになっています。

関川教育長職務代理者

駅前施設の整備計画が先に出来たのですよね。後で、図書館に基本方針がないということでこれが出てきたものです。整合性を確かめておかないといけないし、基本理念の1, 2, 4が中央図書館の整備計画にリンクしているかということです。

外山委員

基本理念の1, 2, 4が新発田市立図書館の全体に係るとおっしゃったので、それぞれが分館も中央図書館もみんな係るということになりますよね。そういう意味にはちょっと取れないような弱い感じがいたします。

桑原委員

なぜ整備計画という名前がついていないといけないのですか。これからはずっと残り続けると思いますが、整備計画という名称でよいのでしょうか。

大山教育長

今回、歴史図書館を整備するに当たって、整備をするための基本計画ということで作ったということです。ですから、そういう意味ではこれに基づいてリフォームするという考え方なのです。

桑原委員

そうしますとリフォームが終わったら、整備計画でなくても良くなるのでしょうか。

大山教育長

整備が終われば、今度は歴史図書館運営計画というような名称になるということでしょう。

関川教育長職務代理者

それぞれのご意見を受けてのことですから、努力した甲斐があるわけで、ただ、読んでいてもわからない言葉は修正していくということです。そのときに国はこうだ、新発田市はこうだということがはっきりわかるように直していただければいいと思います。

大山教育長

申し訳ありませんが、今日の今日ですので、お持ち帰りいただいて、また目を通していただき、修正点などをご指摘いただければそれも加えて検討したいと思います。私どもの方も、ご指摘いただいたところをもう一度纏め直しまして、文書でお送りさせていただきたいと思います。議会对応がありますので、早急に取りかかります。また今回も、文書でご同意いただけるようお願いしたいと思います。今日のところは保留という状況ではありますが、よろしく願いいたします。

大山教育長

議第15号 新発田市立図書館基本方針及び新発田市立歴史図書館（仮称）整備計画について、は保留という形にさせていただきたいと思います。

日程第5 その他

大山教育長

続きまして、日程第5 その他に入ります。
執行部から何かありますか。

杉本教育総務課長

【平成27年度一般会計2月補正予算内示後額の報告】

大山教育長

そのほかにありますか。

杉本教育総務課長

【新発田市まちづくり総合計画基本構想、基本計画の最終形の報告】

大山教育長

そのほかにありますか。

杉本教育総務課長

【第3回総合教育会議について説明】

大山教育長

そのほかにありますか。

杉本教育総務課長

【学校給食に係る市独自の放射能物質検査の終了について報告】

大山教育長

そのほかにありますか。

杉本教育総務課長

【議第6号で質問のあった生活扶助の1, 2類について説明】

大山教育長

ほかにありますか。

大山教育長

ないようですので、教育委員会・今後の日程（予定）について、杉本教育総務課長から説明をお願いします。

【杉本教育総務課長説明】

大山教育長

よろしいでしょうか。説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

大山教育長

その他のその他、何かございますか。

大山教育長

そのほかにありますか。

大山教育長

ないようですので、以上で、教育委員会平成28年3月定例会を閉会いたします。

午後6時40分 閉会

平成 年 月 日

新発田市教育委員会教育長

委 員